

今後の新地方公会計の推進に関する研究会（第18回）

【開催日時等】

○開催日時：平成24年8月1日（水）13:00～15:00

○場所：総務省10階 共用10階会議室

○出席者：鈴木座長、伊澤委員、石原委員、鶴川委員、川村委員、小西委員、
小室委員、坂邊委員、菅原委員、関川委員、関口委員、財務省公会計室、
東京都会計管理局、大阪府会計局、横山財務調査課長 他

【議題】

- (1) 基準のあり方について
- (2) その他

【配付資料】

資料1 前回（7月5日）の議論

資料2 本研究会における議論

資料3 論点案（たたき台）

資料4 本研究会における議論（個別表）

資料5 新地方公会計制度研究会に係る主な議論（議事概要抜粋）

資料6-1 公会計モデル対比表（総表）

資料6-2 公会計モデル対比表（個別表）

資料7-1 新地方公会計制度研究会報告書（抜粋）

資料7-2 東京都提供資料（抜粋）

資料7-3 大阪府提供資料（抜粋）

資料7-4 浜松市提供資料（抜粋）

資料8 今後の新地方公会計の推進に向けたロードマップ（イメージ案）

○ 総務省財務調査課より資料について説明

○「減価償却の取扱い」に係る意見等

- ・ 基準モデルの直接資本減耗の考え方について、独立行政法人会計基準が引用されているが、なぜ行政コスト計算書ではなく純資産変動計算書に計上するのかの根拠が理解しにくいのではないか。
- ・ 基準モデルでは、住民をあたかも株主のように見立て、純資産変動計算書を一階層上のガバナンスと捉え、その下に効率化が可能なマネジメントとして行政コスト計算書を捉えており、インフラ資産の減価償却については純資産の減少項目として捉え、効率化が可能なマネジメントとは別に整理されている。基準モデルの減価償却の計上方法がわかりにくいという指摘はよくあるが、純資産変動計算書の位置づけと関連してくるので、この背景を整理する必要があるのではないか。
- ・ インフラ資産と事業用資産の区分が必ずしも明確でなく、これをより明確に整理する必要があるのではないか。
- ・ 基準モデルの減価償却の取扱いは独立行政法人会計基準に準拠しているということであるが、同会計基準の場合は、損益情報は国費等を投入して効率的に実施しているかを表すという考え方に基づいているものであり、総額が予算で決められている自治体会計と前提が異なっているものと考えられるため、同会計基準に準拠して基準モデルのインフラ資産を損益外とするというのは、わかりにくく理屈的にも整合性がとれないのではないかと。国の財務書類（省庁別財務書類）においても、インフラ資産（公共用財産）を損益外とする処理は行っていない。
- ・ 基準モデルにおけるインフラ資産の減価償却の計上方法について、減価に対応すべき収益の獲得が予定されていないという論拠があるが、多くの事業用資産も同様ではないか。
- ・ 仮に税収をはじめとする財源が全て行政コスト計算書に計上されれば、いずれのコストも行政コスト計算書に計上されるものと考えられる。財源と減価償却の処理のリンクがポイントであり、財源の会計処理が変われば、おのずと減価償却の会計処理も変わるのではないか。
- ・ 事業用資産とインフラ資産の区分について、民間で代替可能なものとそうでないものを分け、民間で代替可能なものは対応すべき収益の獲得が潜在的に可能であることから区分しているものと考えられるが、その考え方自体をどう考えるかという議論と、そもそも両資産の線引きが明確にできるのかという議論は分けて整理すべきではないか。

- ・ 東京都では、インフラ資産の中で道路については取替法、いわゆる更新会計を減価償却の代替として採用している。道路はネットワークとしてきちんと維持管理されていれば、減価償却と同様の機能があるのではないか。また、アセットマネジメントシステムとして、修繕履歴を取り込むことで将来の維持補修費を予想することもできるのではないか。
- ・ 減価償却については、正規の減価償却で処理するのか、取替・除却（更新会計）で処理するのかという計算方法の議論と、それらをどこで表示すべきかという表示方法の議論があるが、後者について会計情報としての有用性の観点から議論していくことも必要ではないか。

○「固定資産台帳の整備」に係る意見等

- ・ 固定資産台帳は帳簿体系では補助簿・補助元帳であるが、複式簿記で主要簿を記帳するのであれば、主要簿と補助簿の突合が会計処理の基本であり、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入は一对で考えるべきではないか。
- ・ 東京都の場合、財産を管理する部門と予算を執行する部門が違うので、財産台帳にあげた数字と会計上の数字がなかなか合わないで、それをチェックする仕組みを入れている。さらに、台帳と現物のチェックをすることにより固定資産の残高を検証することができるのではないか。
- ・ 複式簿記の導入・固定資産台帳の整備について、委員の間でそれほど意見に差異はないと思われる中で、5年後ないし10年後の地方公会計としてのあるべき姿に関する議論とそこに至るまでのロードマップに関する議論とは切り分けた方がよいのではないか。
- ・ 固定資産台帳の整備については、実務に携わる職員や会計情報を使用する関係者に、その利用価値や有用性をいかに理解してもらうかが重要ではないか。例えば、資産保全に係るリスクへの対応という観点からも、固定資産台帳の利用価値や有用性はあり、こうした点もリンクさせれば固定資産台帳の整備の必要性について理解が進むのではないか。
- ・ 固定資産台帳について、割り切りさえすれば2、3ヶ月での整備も可能と思われるが、その精度について本当にそれでよいのか、徐々に精度を高めていくようなことをするのかを、実際に台帳整備を進めていく際のロードマップの中で検討する必要があるのではないか。

○「複式簿記の導入」に係る意見等

- ・ 将来的に複式簿記の導入は必要ではないか。また、その導入へのステップとして、現金取引に関しての複式簿記を試行してみることでかなり理解が進むのではないか。
- ・ 複式簿記の導入時期について、実務的にはクラウド等の財務会計システムの問題も関連するが、下水道事業のように複式簿記を未実施の法非適用企業がある中で、それをいつにするかは大きな政治的問題ではないか。
- ・ 複式簿記が導入されている水道事業のような法適用企業でさえ、公営企業会計基準の変更に向けて準備をしている中で、導入の程度に差があることが見えてきており、それを全体に広げた時に現場職員の負担の問題をどう解決していくのかというところにも留意する必要があるのではないか。
- ・ 複式簿記の導入については、地方団体の規模によって差を設けることも検討した方がよいのではないか。

○「総括的な事項」の「整理の方向」に係る意見等

- ・ 公的主体の財務業績を示すという観点からは網羅性が重要であり、減価償却を含めたフルコストを1つの計算書で示すこと、それに見合う形で財源がどれだけ確保されているのかを示すことにより、中長期的に財務内容の把握をすることが重要ではないか。純資産変動計算書の役割についても、こうした観点を踏まえて、統合化の視点と細分化の視点の両方を組み合わせて検討すべきではないか。
- ・ 財務業績の議論とも関連するが、行政コスト計算書を、現行のC/R（コストレポート）系をやめて P/L（財務業績）系で実施すべきかどうかを議論すべきではないか。
- ・ 収益側で繰延処理といった柔軟な会計処理ができることが重要ではないか。また、企業会計では包括主義や損益の網羅性を重視している経緯があることを踏まえ、できるだけ網羅性を重視した財務書類を作成すべきではないか。
- ・ 初めはシンプルであることが重要であり、純資産変動計算書がいろいろな意味で難解である中で、行政コスト計算書にコスト情報だけでなく税金も入れた形で作成した方が全体的にシンプルではないか。
- ・ 地方団体の規模の違いについての議論を整理しないとロードマップの議論はできないのではないか。
- ・ 規模の違いに関連して、多少の簡便法は認めるにしても会計基準は規模の違いにかかわらず1つであるべきという考え方と、ユーザーや規模の違いによって会計基準は複数

あってもよいという考え方があるが、企業会計では国内的・国際的にも後者の方向になりつつあるので、大小区分して会計基準をつくっても違和感はないのではないか。

- ・ 小規模団体でも財政の健全度に差があるが、健全でない団体に関してはインセンティブを働かせるためにもむしろ厳格にした方がよいのではないか。
- ・ IPSASでは団体の規模に関する議論をしたことはあまりなく、規模の大小によって会計基準は変わらないというのが基本的な考え方であるが、規模の大小を議論する場合、会計基準の中身を議論するのか、複式簿記のような会計基準の前段階のインフラを議論するのかで内容が変わってくると思われるので、そこは分けて議論した方がよいのではないか。
- ・ 市町村合併等を考慮すると、会計基準は1つとして、中小の団体には簡便法を認めるというやり方の方がよいのではないか。
- ・ 規模の違いに関して、小規模団体に対してはクラウドの活用等である程度の方向性を示していくことが有効ではないか。